

令和3年度 文教委員会資料①

【議案第116号】

川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年8月30日)

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)から(14)まで 略</p> <p><u>(15)及び(16)削除</u></p> <p>(17)から(295)まで 略</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)から(14)まで 略</p> <p><u>(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第8項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円</u></p> <p><u>(16)削除</u></p> <p>(17)から(295)まで 略</p>